

令和4年度 八幡浜市国民健康保険の運営状況

国民健康保険とは、病気やケガをしたとき、安心して医療を受けられるよう、皆さん(被保険者)がお金(保険税)を出し合って、互いに助け合う制度です。

平成30年度の国保制度改革によって、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等、国保運営の中心的な役割を担うこととなりました。

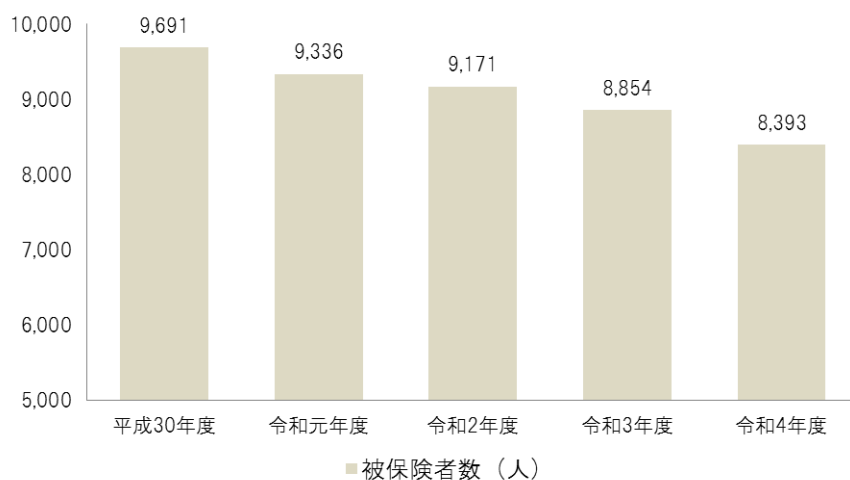
また、市町村は地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、国保税率の決定、賦課・徴収、保健事業など地域におけるきめ細やかな事業を引き続き担います。

ここでは、八幡浜市の国民健康保険の運営状況についてお知らせします。

§1 被保険者数

令和4年度末現在、被保険者数は8,393人であり、市の人口30,959人に対する割合は27.1%となっています。被保険者数は市全体人口の減少に加え、後期高齢者医療制度への移行者の増加により、年々減少傾向が続いています。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
被保険者数(人)	9,691	9,336	9,171	8,854	8,393



§2 医療費用と保険給付費の状況

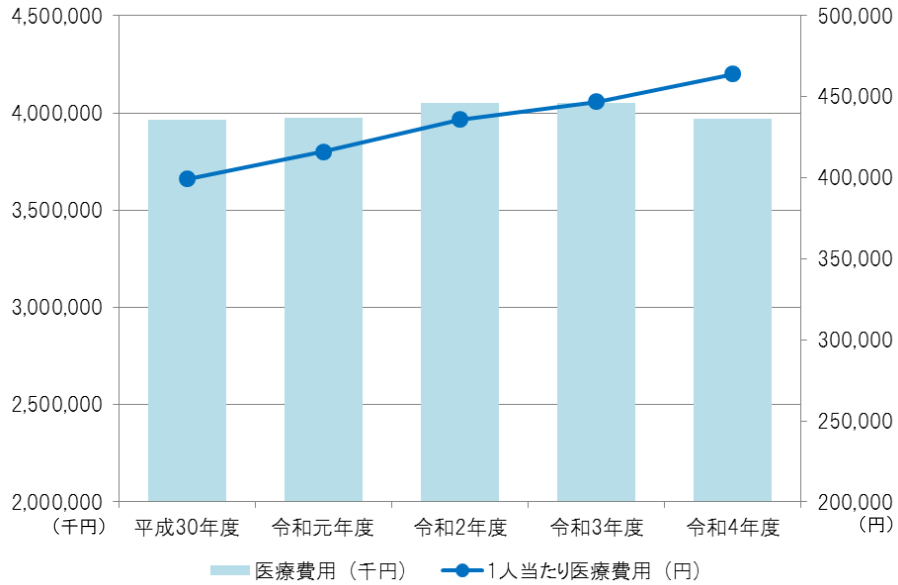
(1) 医療費用

医療費用は、ほぼ横ばい傾向にありますが、被保険者数は減少しているため、1人当たりの医療費用は年々、増加しています。

令和4年度での1人当たり医療費用は464,004円でした。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
医療費用(千円)	3,966,578	3,973,481	4,051,330	4,051,217	3,970,517
1人当たり医療費用(円)	399,173	415,941	436,096	446,908	464,004

医療費用の推移



(2)保険給付費

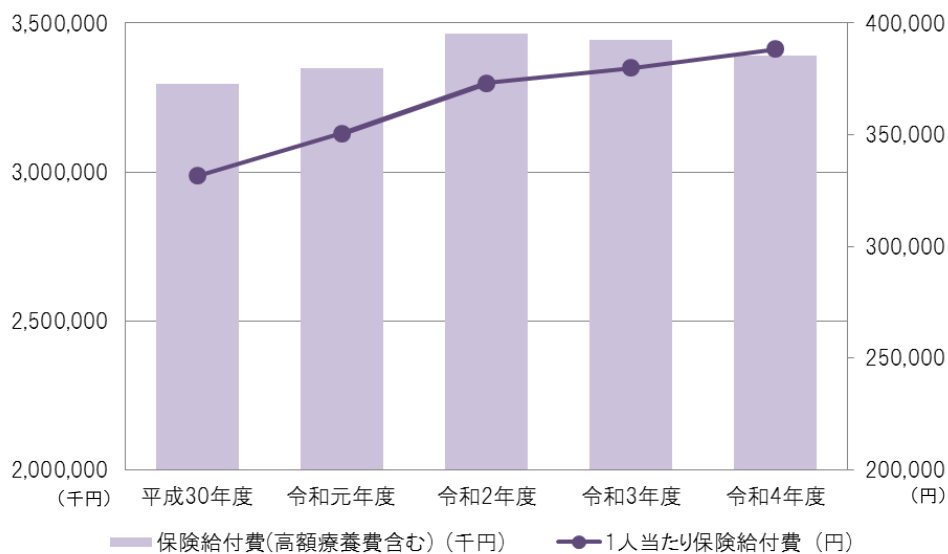
医療費用から患者負担分などを除いた市全体の保険給付費は、増加傾向にありましたが、令和3年度以降、わずかではありますが減少傾向にあります。

しかし、被保険者数は減少していますので、1人当たりの保険給付費は増加しています。

令和4年度での1人当たり保険給付費は 388,275 円でした。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
保険給付費(高額療養費含む) (千円)	3,295,284	3,348,612	3,465,839	3,443,219	3,390,027
1人当たり保険給付費 (円)	331,618	350,530	373,072	379,837	388,275

保険給付費の推移



§ 3 決算状況

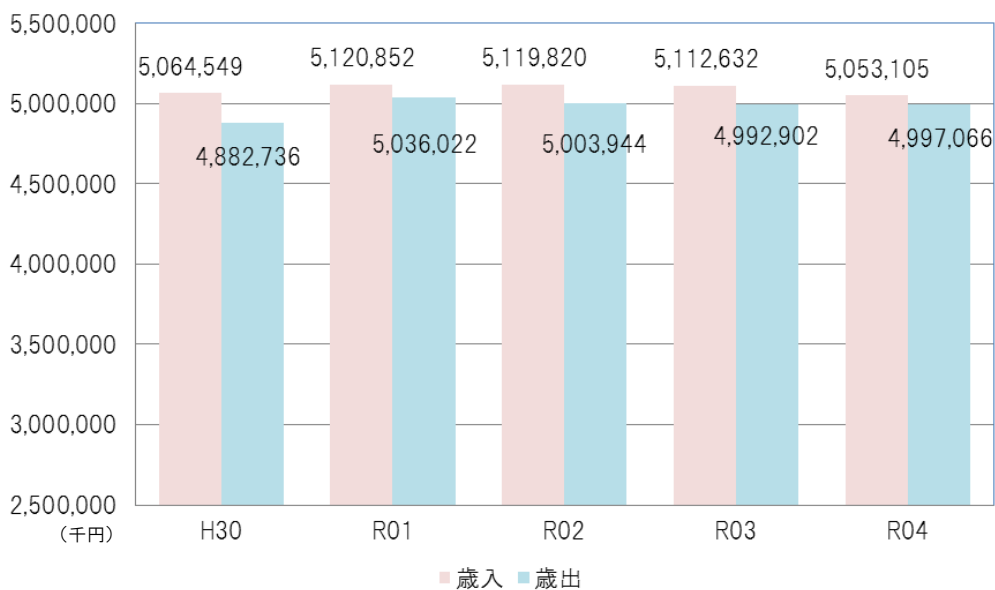
平成 30 年度の国保制度改革によって、都道府県が財政運営の責任主体となり、市は県が決定した国保事業費納付金を納付し、県は市に保険給付に必要な費用を全額交付します。

令和4年度決算の状況は、歳入総額 5,053,105 千円、歳出総額 4,997,066 千円、歳入歳出差引額は 56,039 千円となりましたが、この額には前年度からの繰越金 119,730 千円と財産収入(財政調整基金利息)24 千円が含まれており、財政調整基金には財政調整基金利息 24 千円を積み立てましたので、前年度繰越金と財産収入を差し引き、財政調整基金積立金を加えた実質単年度収支は 63,691 千円の赤字でした。

単位:千円

会計年度	A 歳入			D 歳出	E 差引	財政調整基金		実質単年度収支
		B 前年度繰越金	C 財産収入			F 基金積立額	G 基金取崩額	
H30	5,064,549	186,432	24	4,882,736	181,813	24	0	▲4,619
R1	5,120,852	181,813	20	5,036,022	84,830	100,020	0	3,017
R2	5,119,820	84,830	37	5,003,944	115,876	37	0	31,046
R3	5,112,632	115,876	26	4,992,902	119,730	26	0	3,854
R4	5,053,105	119,730	24	4,997,066	56,039	24	0	▲63,691

決算規模の推移



(1)歳入の内訳

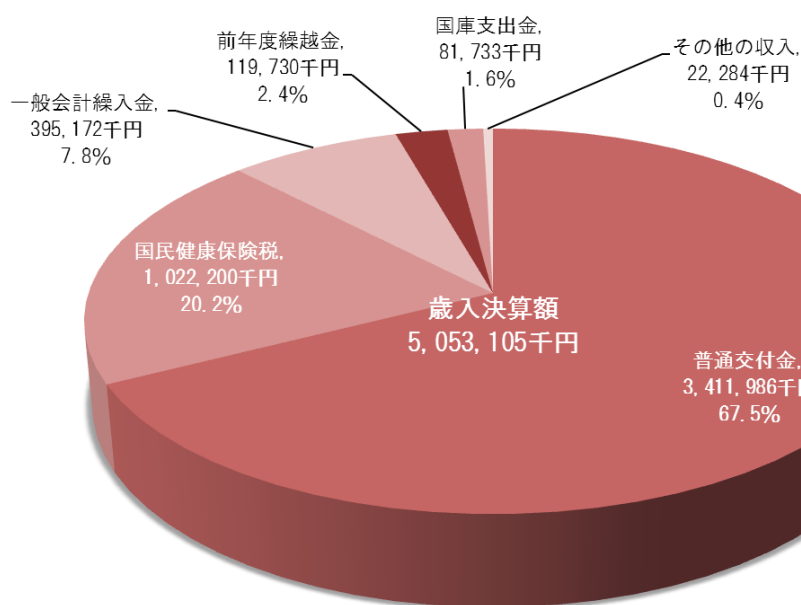
令和4年度の歳入は、保険給付に必要な費用として県から交付される普通交付金が、3,411,986千円(67.5%)と多くの割合を占めています。

次いで県に納付するための国保事業費納付金を賄うための財源である国民健康保険税が1,022,200千円(20.2%)や、一般会計からの繰入金395,172千円(7.8%)が歳入の主なものです。一般会計からの繰入れに要する経費の大半は、地方交付税措置が講じられています。

また、保険基盤安定制度に係る繰入金は、国民健康保険が構造的に低所得者の加入割合が高いことから、保険税の軽減相当額が公費で補填されています。

予算費目	決算額	構成割合
普通交付金	3,411,986	67.5%
国民健康保険税	1,022,200	20.2%
一般会計繰入金	395,172	7.8%
前年度繰越金	119,730	2.4%
国庫支出金	81,733	1.6%
その他の収入	22,284	0.4%
計	5,053,105	100.0%

単位:千円



(2)歳出の内訳

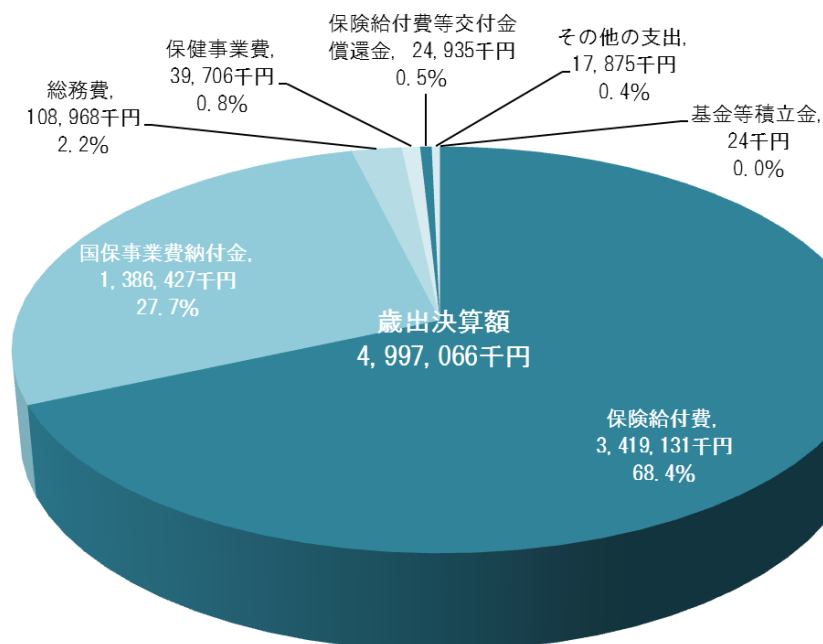
令和4年度の歳出は、国保加入者が病気や怪我で治療を受けた場合などに保険者である市町村が負担する費用の保険給付費が、3,419,131千円(68.4%)と多くの割合を占めています。財源は国保制度改革によって、全額、県からの普通交付金で賄われる仕組みですので、市町村は資金不足に陥ることなく、安定した財政運営を行うことができます。

なお、普通交付金の財源は、国や都道府県からの公費、県下市町村からの国保事業費納付金、前期高齢者交付金等で賄われています。

次いで保険給付に要する費用等に充てるために財政運営の責任主体である県に納付する国保事業費納付金1,386,427千円(27.7%)が歳出の大半を占めます。

予算費目	決算額	構成割合
保険給付費	3,419,131	68.4%
国保事業費納付金	1,386,427	27.7%
総務費	108,968	2.2%
保健事業費	39,706	0.8%
保険給付費等交付金償還金	24,935	0.5%
その他の支出	17,875	0.4%
基金等積立金	24	0.0%
計	4,997,066	100.0%

単位:千円



§ 4 財政調整基金の状況

八幡浜市国民健康保険事業特別会計の財政の調整を図り、医療費支払いの円滑化と健全な運営に資することを目的に八幡浜市国民健康保険財政調整基金を設置しています。

令和4年度末の基金残高は、基金から生じた預金利息 24 千円を積み立て 198,115 千円となっています。

年度	A. 当初基金残高	B. 基金積立額	C. 基金取崩額	年度末基金残高 (A+B-C)
H30	97,984	24	0	98,008
R1	98,008	100,020	0	198,028
R2	198,028	37	0	198,065
R3	198,065	26	0	198,091
R4	198,091	24	0	198,115

単位:千円

§ 5 国民健康保険税の収納状況

令和4年度国民健康保険税の収納状況は、現年度分 998,989 千円、滞納繰越分 23,211 千円、計 1,022,200 千円であり、前年度に比べ 2.0%の減収となりました。

なお、調定額(課税額)は現年度分と滞納繰越分を合わせて 1,086,785 千円であり、徴収率は 94.1%(現年度分 97.6%、滞納繰越分 36.8%)となっています。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
現年度分	996,738	1,004,476	995,983	1,017,129	998,989
滞納繰越分	40,709	35,948	31,571	25,639	23,211
計	1,037,447	1,040,424	1,027,554	1,042,768	1,022,200

単位:千円

